

「協定項目番号 1 3 事務組織及び機構の取扱い」新旧対照表

修正案（今回提案）	現 行 案
<p>事務組織及び機構の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>1．整備方針について 新市の組織・機構については、<u>地域自治組織制度の創設などの地方分権の進展や、総合的な住民サービスの向上に充分配慮しながら次の視点により整備する。</u></p> <p>(1) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構 (2) 市民が利用しやすくわかりやすい組織・機構 (3) 簡素で効率的な組織・機構 (4) 指揮命令系統が明確な組織・機構 (5) 新たな行政課題など時代の変化に柔軟に対応できる組織・機構</p> <p>2．総合支所(仮称)について</p> <p>(1) <u>合併前の町の区域を所管区域とする総合支所(仮称)を設置する。</u></p> <p>(2) 総合支所(仮称)は、合併時においては4町の現有庁舎を有効活用する。</p> <p>(3) <u>総合支所(仮称)は、本庁において処理する事務(市全体に係る政策、施策、総合的調整事務、管理事務、その他効率性の観点から一元化して実施する事務)を除き、地域の市民サービスに係る事務を総合的に所掌する。</u></p> <p>(4) <u>総合支所(仮称)は、新市建設計画の推進を図る地域振興の拠点として、所掌する事務に関し、次の機能を有するものとする。</u></p> <p>— <u>地域振興に関するものなど、地域実情に応じた事務事業を自ら企画立案・実施する機能</u></p> <p>— <u>市民生活に密接に関連するものなど、統一された水準のサービスを主体的に実施する機能</u></p>	<p>事務組織及び機構の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>1．整備方針について 新市の組織・機構については、地方分権の推進や総合的な住民サービスの向上に充分配慮しながら次の視点により整備する。</p> <p>(1) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構 (2) 市民が利用しやすくわかりやすい組織・機構 (3) 簡素で効率的な組織・機構 (4) 指揮命令系統が明確な組織・機構 (5) 新たな行政課題など時代の変化に柔軟に対応できる組織・機構</p> <p>2．総合支所(仮称)について</p> <p>(1) 合併前の町の区域を所管区域とする総合支所(仮称)を設置し、新市建設計画の推進を図る地域振興の拠点とする。</p> <p>(2) 総合支所(仮称)は、合併時においては4町の現有庁舎を有効活用する。</p> <p>(3) 総合支所(仮称)では、本庁において処理する事務(市全体に係る政策、施策、総合的調整事務、管理事務、その他効率性の観点から一元化して実施する事務)を除き市民サービスを総合的に提供する事務を取り扱うこととする。</p>